令和元年度第4回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

小金井市市民部保険年金課

令和元年度第4回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和2年1月8日(月)

場 所 小金井市役所第一会議室

出席者 〈委 員〉

加	藤	由喜枝	貞	包	秀	浩	鈴	木	まり	ゆみ
瀬	П	秀 孝	西	野	裕	仁	穂	坂	英	明
黒	米	哲 也	田	中	智	巳	永	並	和	子
遠	藤	百合子	田	頭	祐	子	た	ゆ	久	貴
渡	辺	ふき子	宮	下	拓	実				

〈保険者〉

市民部長	西	田		剛
保険年金課長	高	橋	美	月
国民健康保険係長	伊	藤		崇
国民健康保険係主査	千	葉	祐	生
国民健康保険係主任	親	里	祐	_

議 題 日程第1 令和2年度小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問) 日程第2 その他 ◎遠藤会長 皆様、こんばんは。新年あけましておめでとうございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、令和元年度第4回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、市民部長よりご挨拶をお願いいたします。

◎西田市民部長 それでは改めまして。市民部長の西田でございます。あけましておめでとう ございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

本日は年明けのお忙しい中、小金井市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、 誠にありがとうございます。また、本市の国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただくとと もに、市政全般にわたりご理解、ご協力を賜りまして、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、前回、保険税率の改定の諮問についてご審議いただき、ご了解いただきましたが、本日は再度保険税の見直しに関して諮問させていただくこととなりました。先月20日、令和2年度税制改正大綱が閣議決定されたことによりまして、国民健康保険税においては賦課限度額の改正等が行われることとなりました。本市の厳しい国保財政運営の健全化を図るため、このほどは国の改定に合わせまして皆様には引き続きで心苦しいところではございますが、本市の賦課限度額の改定についてご審議をお願いするものでございます。

内容につきましては後ほど担当より詳しく説明させていただきますが、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えております。 最大で2時間という限られた時間ではございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

- ◎遠藤会長 ありがとうございました。議事に入る前に本会議の成立の可否について事務局から報告をお願いいたします。
- ◎伊藤国民健康保険係長 本会議の成立の可否についてご報告いたします。現在、定数17名中13名のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがいまして、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告いたします。

なお、吉田委員からは本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

- ◎遠藤会長 ここで本日配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。
- ◎伊藤国民健康保険係長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。 まずは事前に送付いたしました「国民健康保険税改定(賦課限度額等)関係」でございます。

次に机の上に配付しております「本日の日程」でございます。

以上でございますが、資料の不足がある方は事務局へ申し出願います。以上です。

◎遠藤会長 それでは、議事に入ります。

本日の会議時間は最大2時間程度と考えております。議事の進行にご協力をお願いいたします。

まず、議事録署名委員の指名ですが、永並委員と田頭委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは、日程第1、「令和2年度小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)」を 議題といたします。

市長の諮問を求めます。

◎西田市民部長 小金井市国民健康保険運営協議会会長、遠藤百合子様。小金井市長、西岡真一郎。代読でございます。

小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記、諮問事項。

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容。

- 1、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額(医療分)の課税限度額について、61万円を63万円に改定する。
- 2、国民健康保険の被保険者に係る介護納付金課税額(介護分)の課税限度額について、1 6万円を17万円に改定する。

この改正は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和元年度分までの国 民健康保険税については、従前の例によるものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎遠藤会長 お預かりさせていただきます。ただいま市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆さんにご配付いたします。

(諮問文配付)

- ◎遠藤会長 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったかと思います。それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について事務局より説明を求めます。
- ◎高橋保険年金課長 それでは、日程第1、「令和2年度小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)」のご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

初めに令和2年度の国保税の税制改正大綱の内容についてお話しいたします。資料1をご覧ください。資料の一番下の米印の記載にあるとおり、12月20日付で記載内容のとおり、閣議決定されたとのことです。

資料の1をご覧ください。1点目は賦課限度額の改定となります。具体的には基礎課税額、つまり、医療分の賦課限度額を現行の61万円から2万円引き上げて63万円とします。また、介護分の賦課限度額を現行の16万円から1万円引き上げて17万円とします。

2をご覧ください。2点目は法定の保険税軽減の5割軽減、2割軽減について、軽減判定基準が改定されます。5割減額の所得基準額が世帯の被保険者数一人当たり5,000円引き上げ、2割減額の所得基準額が世帯の被保険者数一人当たり1万円引き上げとなる予定です。軽減の対象となる世帯が拡大されることとなります。

それでは、今回の諮問内容であります賦課限度額の改定についてご説明いたします。昨年度も同様にご説明いたしましたが、初めに賦課限度額について、国の法律と市の条例の関係について再度ご説明をさせていただきます。賦課限度額は地方税法施行令という政令により上限額が定められており、その範囲内で市区町村は条例で定めることとなっております。通常、12月中旬から下旬に税制改正大綱が示され、法律的には年度末の3月末に政令改定がされてきました。このように年度末に政令が改正されることから、それを待って賦課限度額に関する条例改正を本運営協議会に諮問し、議会に上程しておりましたので、以前は早くても政令より1年遅れということになっておりました。しかし、税制改正大綱が政府閣議で決定した段階で運営協議会に諮問し、改正条例の条文において施行日について技術的に工夫することで政令改正と同時期での条例改正が可能となったものです。今回につきましては税制改正大綱の決定が12月20日でしたので、前回の諮問には盛り込むことができなかったこの賦課限度額の改定の諮問をお願いするものです。

それでは、資料 2、小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表をご覧ください。前回の協議会資料の総括表に先ほどお話しした税制改正を実施した場合の試算を追加し、税制改正の影響をあわせて掲載しております。それでは、それぞれの区分ごとに追加した(C)欄と前回ご了解いただいた税制改定の試算との差、(C)-(B)欄を中心にご説明いたします。

(1) 医療分です。①改定内容をご覧ください。右から2番目の列(C)の一番下の欄に賦課限度額63万円、右隣の欄に(B)との差額2万円が入っています。②改定額内訳の一番下の欄、賦課限度額改定に伴う医療分改定率をご覧ください。改定の結果、医療分は税制改正の影響で(B)列との比較で0.31%の引き上げとなります。

次に、(2)後期高齢者支援分です。②改定額内訳の一番下の欄、賦課限度額改定に伴う後期高齢者支援分改定率をご覧ください。後期高齢者支援分は税制改正の影響で(B)列との比較で0.07%の引き下げとなります。

同様に、2ページ、(3)介護分です。①改定内容をご覧ください。右から2番目の列(C)の一番下の欄に賦課限度額17万円、右隣の欄に(B)との差額1万円が入っております。②

改定額内訳の一番下の欄、賦課限度額改定に伴う介護分改定率をご覧ください。介護分は税制 改正の影響で(B)列との比較で0.82%の引き上げとなります。

- (4)全体分です。医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分を合算した調定見込額と応能分と応益分の構成比率となります。その下に調定見込額の影響額と増減率を掲載しています。現行保険税率(A)との比較で前回諮問案の税率改定(B)では1.40%、3,303万5,000円の伸びとなります。税制改正分の伸び率は0.27%、634万6,000円となっております。前回諮問案と税制改正案の両方の改正を見込んだ(C)と現行税率(A)の比較では1.67%、3,938万1,000円の伸びと試算しています。
- (5) 一人当たりの国民健康保険税の影響額は、今回の税制改正分については282円となり、前回の諮問案の影響額1,464円と合わせ、1,746円と試算しております。

資料3をご覧ください。今回の改定では医療分について2万円、介護分について1万円、賦課限度額の上限額を上げる改定となります。今回の諮問では本市の賦課限度額につきまして改正予定の政令の上限どおりとし、医療分については現行の61万円から63万円に、介護分については現行の16万円から17万円に増額するものでございます。現行の賦課限度額では医療分、支援金分、介護分を合わせて96万円のところ、改定した場合には99万円となることから、全ての区分で賦課限度額に達している世帯では3万円の負担増となるものでございます。

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計をご覧ください。左の列、医療分では現行では288世帯、全世帯に対する割合では1.83%の世帯が賦課限度額に達していますが、改定後では271世帯、1.72%の世帯が賦課限度を超える世帯となり、税額は2万円の増額となります。残りの17世帯は賦課限度額に達しないこととなりますので、100円以上2万円未満の増額となります。

真ん中の欄、後期高齢者支援金分では現行で391世帯、2.48%の世帯が賦課限度額に達しています。限度額の改定がないので、限度額到達世帯数も同様に変わりございません。

また、右の列、介護分では現行では221世帯、3.36%の世帯が賦課限度額に達していますが、改定後は201世帯、3.06%の世帯が賦課限度額を超えている世帯となり、税額は1万円の増額になります。残りの20世帯は賦課限度額に達しないこととなりますので、100円以上1万円未満の増額となります。

次に、資料4、世帯別の所得階層別保険税額をご覧ください。6つの世帯例別による国保税額の試算をした資料を掲載しています。現行保険税率①と税率改定②はいずれも現行の軽減判定基準及び賦課限度額で試算しています。③は税率改定と令和2年度の税制改正の軽減判定基準及び賦課限度額の試算となります。縦軸は世帯の総所得金額と40歳以上の被保険者には介護分が算定されています。また、表上の太線のラインから下は医療分、支援分、介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層となります。③の太線のラインと比較③一②の欄に増額の金額が入っているところが賦課限度額の改定による影響がある所得階層で、高所得層の負担増となっていることが見てとれます。ここまでが諮問案についてのご説明となります。

次に、あわせて税制改正のもう1点、軽減判定基準の見直しについて変更内容のご報告をさせていただきます。資料3の2ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました法定軽減である5割軽減、2割軽減の軽減判定基準の改正となります。現行の5割軽減ではその軽減判定所得の判定はその世帯の被保険者数に28万円を乗じた額に基礎控除額33万円を加算した額をその世帯の所得と比較します。今回の改正では資料の(1)の表の右側にありますように、被保険者数に乗じる額について28万円から28万5,000円に改正するもので、対象者が拡充することとなります。同様に2割軽減では被保険者数に乗じる額について、51万円から52万円に改正するもので、同様に対象者が拡充することになります。

(3)をご覧ください。本市における軽減対象となる世帯の推計でございます。改定前後で 5割軽減、2割軽減の対象世帯が増加してございます。

次に資料4の1ページをご覧ください。総所得金額等の低い額の階層の①から③の年税額の前に法定軽減の対象の場合、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の記載をしてございます。 比較③一②の欄に減額の金額が入っているところが軽減判定基準の改定による影響がある所得 階層で、軽減対象の拡充が見てとれます。

ご説明については以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎遠藤会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、発言される前に挙手をしていただき、指名を受けた後に発言いただくようお願いいたします。

それでは、質問を受けさせていただきます。ご質問いかがでしょうか。たゆさん。

- ◎たゆ委員 諮問されて、今説明をいただいたんですけれども、まず最初に私、資料を読んできたんですが、今、説明を改めて聞いて読み間違えたかなと自分の中で思うところがあったので、ちょっと確認したいんですけれども、上限額の改定によって負担が増える世帯があると思うんですが、結局、これは医療分では288世帯、その方々が負担は増えると。介護分は221世帯の方々は負担が増えるという結果になるということで間違ってないでしょうか。
- ◎遠藤会長 保険年金課長。
- ◎高橋保険年金課長 保険年金課長です。ご指摘のとおり資料3の一番下に書いてあるとおり、限度額に達成する世帯のうち医療分は271世帯が改定により2万円増額となります。17世帯については100円以上2万円未満の増額となります。介護分については限度額に達成する世帯のうち201世帯が1万円の増額、20世帯が100円以上1万円未満の増額ということを試算してございます。
- **◎たゆ委員** ありがとうございます。
- ◎遠藤会長 係長。
- ◎伊藤国民健康保険係長 すみません。今の訂正させていただきたいんですけれども、この税制改正によって影響が出る、増額となるのが限度額に達する世帯が、医療分については288世帯から271世帯に変わります。なので、17世帯が増額のような形になりますので、今回

の税制改正で影響になった世帯数になりますので。

- ◎高橋保険年金課長 すみません。影響が出るものはというご質問ですよね。額は100円以上2万円までになりますけれども、トータルで288世帯の方が影響を受けるということです。 医療分についてはそうなります。
- ◎西田市民部長 要は、ごめんなさい、質問のとおりだということでご答弁させていただきます。
- **◎たゆ委員** わかりました。
- ◎遠藤会長 たゆさん。
- ◎たゆ委員 ありがとうございます。ちょっと複雑な表の見方だったので、私も整理がつきました。

これまでの前回までの税率改定に続いての市民負担増ということになっています。今回の市 民負担増で言うと、説明もあったんですけれども、改正の影響額が全体で630万であると。 一人当たりの税額は10万6,003円になって282円の増額になると。前回の税率改正と合 わせると市民負担増は全体で3,930万円増で、一人当たりは1,746円の増になるという ことですね。賦課限度額の影響については今説明があったように288世帯が増額になってい きます。軽減判定基準の影響については、こっちは80世帯のほうで、合計で130万円ほど が負担減額になると。賦課限度額のほうは288世帯のほうで700万円の負担増になるとい うことになると思うんですけれども、負担が増える方々は資料を読んで示された表で言うと、 表の中の所得金額の中で言うと、高いほうになるわけなんですが、夫婦2人子供2人の世帯で は700万円のところで3,400円の負担増になっています。ほかのモデルケースでは900 万円、1,000万円くらいからの負担増になると思うんですが、私、まず結論から言うと、低 所得世帯への負担軽減というのはほんとうに大いに賛成できて、進めていってほしいんですけ れども、高額所得者とは言えない層、700万とかというのは高額所得者とは言えないと思い ます。2,000万、1億とか稼いでいる方々というのが高額所得者であって、生活が大変な方々 にとって700万、1,000万はそれなりの暮らしができているという印象があるんですが、 700万というのは中間層だと私は思いますので、こういった層にも負担増を行うというのは 私は賛成できないので、今回の諮問には反対したいと思っております。

伺いたいのがなぜこのような改正を行うのかということであります。冒頭、説明もいただいたように、自治体は国の上限の範囲内であればいいわけでして、国が決めたら何でも従うのかということがあると思うんですね。地方自治体として独自に判断して今回の市民負担増になるようなことをやらないで、市民生活を守ることが必要だと思うんですけれども、まずそこの見解を伺います。

- ◎遠藤会長 保険年金課長。
- ◎高橋保険年金課長 今回は賦課限度額の改正ということで、先ほどご説明いただいたとおりに、モデルケースの資料4をご覧になってのご意見だったかと思いますが、こちらモデルケー

スの一番左の欄、総所得金額等となってございます。実際の収入額から基礎控除額を世帯の人数等で引いた形になりますので、700万円という形であっても、実際の収入はそれぞれ世帯の状況であるとか、年齢によって賦課の上限額が変わるものと考えてございます。前回、税率改定を諮問してご了解いただいたところですが、その際に高所得者の方では96万円という上限、3区分ある世帯の場合には96万円という上限がありましたけれども、それによって所得割の税率を増やしても、同様の所得の額の対象の方からはそれ以上の額は取っていないという形になります。そこで、高所得の方にも一定の負担をいただくというところでの賦課限度額のところについては先ほどご説明したとおり、市の国民健康保険の財政上の厳しい状況も勘案して、所得の多い方にも一定の負担をいただきたいという考えのもと、上限額の改定の諮問を入れさせていただいているということでございます。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 私が伺ったのは国との関係を聞いて、国が税制大綱を決めて、そのまま従うのは やめたほうがいいんじゃないかということを伺ったんですね。それで、市としていつから限度 額の引き上げの考えを持っていたんでしょうか。国が税制大綱を決めたのが昨年の12月20 日ですね。今日、1月8日ですので、18日、19日程度しかたってないと思うんです。19 日程度で、自治体として十分な検討ができているんでしょうか。まさしくこれこそ国が決めた から自治体もただ従うと。何も考えなしに従っているだけに思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎遠藤会長 年金課長。

◎高橋保険年金課長 ここ数年、毎年のように国のほうで賦課限度額の改正とあわせて低所得者層に対する先ほどの軽減幅の拡大というものはあわせた形の税制改正が出ております。当市として、先ほどお話ししたとおり、国のほうで上限を上げているのに合わせて所得に応じた負担をしていただきたいという考えのもと、国の上限が上がった場合には市のほうの上限も上げていくということで税率等の改正もあわせて考えて判断しているものであって、上げたから国に合わせてという、ただ考えなしにやっているということではございません。

◎遠藤会長 たゆさん。

◎たゆ委員 厚生労働省の社会保障審議会の部会でこれが議論されてきて、出てきたわけなんですけれども、その部会の中では全国市長会として参加している委員が慎重に検討をということを文書で懸念を表明しているんですね。私は12月20日に決まって1月8日にすぐやりますというのは拙速だということは申し上げたいと思います。

それと、国民健康保険は資料4にあるように、例えば小金井なんかは所得900万、1,000万ぐらいが上限で頭打ちになって、それ以上所得が増えても保険料が増えないという形になっていると思います。ただ、協会けんぽなどは保険料は年収2,000万円程度まで上がっても保険料が上がるような仕組みになっているんですね。国保は全国的な傾向としては所得600万円前後で保険税の税額が頭打ちになるような状況があるというふうに伺っているんです。小

金井は900万、1,000万なんですけれども。そういった状況の中、こういった国保制度の保険税の頭打ちがそういった状況になる状況で上限を引き上げてしまえば、先ほど申し上げたように高額所得者とは言えない中間層にまで一層負担を課すことになっていくと思うんです。 国保と被用者保険との保険料格差もどんどん広がっていくことになっていくと思うんですね。 制度的な問題が存在していると思うんですけれども、その辺問題だと思わないのかどうか。思っているのかどうか、伺いたいと思います。

◎遠藤会長 国民健康保険課長。

◎高橋保険年金課長 上限額の改正、増額をすることによって、令和2年度にすぐに影響が出るとは考えておりませんが、翌年度以降のことを考えますと、税率の見直し等についても現行の制度では示された医療費の使う見込み、都内の見込みによって示される納付金をどのように納めるかというようなところになります。一定応益割、応能割のバランスをとりながら税率を考えていくわけですが、賦課限度額を上げることによって当市は若干よそに比べて所得の多い被保険者の方が多い傾向にあるというのが数値で出ておりますので、所得に応じた負担をしていただくことで必要な保険税で納める額というところを考える中でも税率の見直しの内容にもかかわってくる部分だと考えてございます。当然所得に応じた部分、応能割の部分に対して上限額を設定する場合に当市の被保険者の所得の状況を考えますと、上限額を上げていくことは一定必要なことと思っております。先ほどお話があったとおりに、各区市町村の被保険者の所得の状況によって上限額を政令で決められている上限以下でどのように設定することによって影響が出てくるというところは違いがあると思っておりますので、そういうような中でも現行の当市の状況ではまだ上限を設定して、必要な所得に応じた負担をしていただくというところは制度的にも正しい方向ではないかというふうに考えての諮問となってございます。

◎遠藤会長 たゆさん、続きで。

◎たゆ委員 いいですか。すみません。課長は所得に応じた負担をということで今回も私のさっきの質問にもおっしゃるんですけれども、さっきもそのとき言おうと思ったんですが、私自身も高額所得者が多く税を負担するというのは本来の税の再分配機能のあるべき姿だと思うんです。ただ、今回の市の国保制度の中の改定は決して高額所得者と言えない層だと私は思うんです。所得700万とかというのは中間層だと。決してすごい贅沢な暮らしができるような層じゃないと思うんですね。そういったところから負担を強いて値上げするというのは本当に私は間違っているというふうには申し上げたいと思います。

それで、他の市は同じように上げるんでしょうか。その辺把握しているでしょうか。伺います。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎高橋保険年金課長 現行では先ほどお話ししたとおりに、12月20日に閣議決定が出た状況のところでございます。トータル的に考えて、各市まだ検討するしない状況もまだ未定とい

うような形での状況しかこちらではまだ把握しておりませんが、やはり昨年度も賦課限度額の 上限を上げるというような税制改正がございまして、前回お示しした資料の東京都内の26市 の状況ではたしか26市中18市が令和元年度の改定後の賦課限度額に上げているというよう な状況がございますので、一応そういうような形で各市対応されたということをご報告させて いただければと思います。

- ◎遠藤会長 たゆさん。
- **◎たゆ委員** 26市中18市が引き上げたということは8市は引き上げてないということですね。小金井市が8市に入れるのに入ろうとしなかった。それが明らかになっていると思います。

それで、お隣の国分寺とか、さらにその隣の国立なんかはこれまで現行でこの上限額というのは医療分は58万でやっているんですね。小金井は61万ですけれども。小金井はここからさらに2万円上げるという今回の諮問なんですけれども、まさに隣の自治体で国の言いなりにならずに上限額を独自に設定している市があるわけですから、小金井も同じように値上げをしないでいくべきだと思います。なぜ国立、国分寺などでは58万にできているのに小金井市ができない、そういった理由があるんでしょうか。私、ないと思うんですけれども、努力の差が出ているんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

- ◎遠藤会長 保険年金課長。
- ◎高橋保険年金課長 繰り返しになりますので、恐縮ですけれども、所得に応じた負担をしていただくというような観点から、当市では当市の被保険者の状況を勘案しながらこういった諮問をさせていただいているということでお答えをさせていただきます。
- ◎遠藤会長 たゆさん。
- ◎たゆ委員 最後、質問はなしで意見で終わりますけれども、私も繰り返しになりますけれども、所得に応じたとおっしゃいますけれども、決して今回の改定は高額所得者ではなく、中間層の値上げになっているというふうに、そういった値上げは行うべきではないと私は申し上げます。

それと前回の税率改定のときにも言おうと思って言えてなかったことを意見として申し上げたいんですけれども、国保の値段の高さというのは全国的に問題になっていまして、ただ、全国知事会、市長会、町村会というのは、構造的な問題だということで、国に1兆円の公費投入で国保税の引き上げを求めています。なので、小金井市としても公費1兆円の投入を国に求めるべきだということは意見として申し上げたいと思います。それと、均等割、子供が増えたら保険税が上がるというまさしく人頭税のような均等割の廃止や子供がいる世帯は均等割の軽減、多子軽減など、そういったものの努力をしていくべきだというふうには意見として申し上げたいと思います。

- ◎遠藤会長 すみません。先に加藤さん、いいですか。
- ◎加藤委員 加藤です。資料4の中で質問なんですけど、よろしいでしょうか。例えば43歳 お子さん2人の世帯でいくと、950万円の年収以降、全部3万円の増額ということで……。

- ◎西田市民部長 所得です。
- ◎加藤委員 総所得ですね。950万円以降の世帯については全部頭打ちになっている数字に出ているんですけれども、1,100万円超えた方たち、2,000万、3,000万の方たちも全部この後は頭打ちというふうに解釈してよろしいんでしょうか。
- ◎高橋保険年金課長 そのとおりでございます。
- ◎加藤委員 わかりました。先ほど課長が応能分の負担というようなことをおっしゃっていますけれども、もうちょっと細かく応能分の負担をするということを意見として申し上げたいと思います。そうすべきではないかと思います。これを見て、負担が多くなる、負担が増える、3,400円負担が増える、700万円世帯ですかね。左側。この総所得金額の世帯、例えばお子さんが1人増えるごとに均等割で負担が増えていきますので、子育てしやすい小金井というふうに思っておりますけど、そことは逆行するかと思いますので、もうちょっと子育て世代に優しい、この年代についてはそんなに高額な方は少ないと思いますので、このモデルケースの中ではもうちょっと細かく負担額を提示していくということを希望したいと思います。
- ◎遠藤会長 いかがでしょうか。保険年金課長。
- ◎高橋保険年金課長 保険年金課長です。今回の諮問の内容が賦課限度額を上げるというものなんですね。ですので、今まで頭打ちが40歳の方がいらっしゃる、このモデルケースの場合ですと、介護分も含まれますので、最大でも年間96万円の保険税額までしか取れない状況だったのが、今回、3万円引き上げたことによって上限額が引き上げられたわけですね。そこまでの間で全てが限度額に達した場合にはここの太線のところから以上の人になるんですけれども、そこについてはおっしゃったとおり、3万円ずつしか上がらない形になっています。ただ、その前の②のところの太線と③のところの太線の位置がずれていますね。ここの間、ここが変わったことによって、その前のところ、③一②のところで、おっしゃるとおり、総所得金額700万のラインのところから3,400円という金額から1万円が続いて、2万5,500円というようなかたちになっていますが、ここの方たちは賦課限度額が上がったことによって所得に応じた金額の計算によって、この分増えるという形になっているわけです。前回の税率改定によっての影響のとおりに出ているというようなことになっていますので、今回諮問させていただいた内容は、先ほど来お話をさせていただいたとおりに、より所得の多い方から所得に応じた部分をいただくというような改正につながるため、限度額を上げさせていただくという諮問になっている形になります。
- ◎遠藤会長 加藤さん、よろしいですか。
- ◎加藤委員 もう一つ確認させてください。お子さんが1人増えるたびにこの負担は増えていくということになりますか。
- ◎遠藤会長 保険年金課長。
- ◎高橋保険年金課長 逆に、こちら世帯の総所得金額でモデルケースとしてお示ししている分です。例えばの話ですけれど、同じ状況でお一人世帯員の方が増えることになりますと、基礎

控除額が1人分増える形になりますので、総所得金額はまた変わってくるというような形になります。

◎加藤委員 懸念しているのは、要するに、子育て世代、均等割ということは子育て世代の非常に負担になっているというふうに思いますので、その部分で子育てしやすい、その年齢の方たちが子育てしやすいような形にしたいと。そういうことを検討いただきたいという、これは意見としてお話しさせていただくことにとどめたいと思います。

◎遠藤会長 宮下さん。

②宮下委員 協会けんぽの宮下でございます。先ほどのご議論の中で協会けんぽの保険料率のことが出ましたので、誤解がございますとちょっとまずいので、補足で説明させていただきます。協会けんぽの保険料率につきましては会社員の社員様の標準報酬というものに基づきまして決まってまいります。こちらの今ご議論していただいている資料4の1ページ、一番左のところ、総所得金額と書いてございますとおり、所得となっておりますので、協会けんぽの保険料につきましては標準報酬といういわゆる収入に対応するような金額になっておりますので、ここの部分間違えていただきますと、基礎的な部分で根本的な違いが出てきてしまいますので、協会けんぽの場合につきましては正確ではないんですが、イメージ的には収入でというところで料率がかかって個人様のほうに保険料がかかっていくというイメージになりますので、ご承知おきいただければと思います。

◎遠藤会長 ご意見。

◎宮下委員 意見といいますか、収入と、社会保険、協会けんぽの場合は標準報酬というものに対して保険料率かかってきますので、ちょっと前提条件が違いますので、その辺、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎田頭委員 今加藤さんからの質問にほぼ近いんですけれども、今回の諮問の内容については 高所得の方に応能の負担をしていただくというか、そこの部分を増やしていくという方向性、 これは理解できると考えています。ですが、やはり疑問としてはこの子育で世代の方たちです ね。資料4にあるモデルケースでいきますと、お子さんが多いところにはお子さんお一人の方 に対しては980万の総所得のところから今回は影響が出てくるわけなんですけれども、その 部分が700万の総所得のところで負担が発生していくと。次のところが700万の次は75 0万というところで、ここからは1万円というふうに額も上がっていきます。影響額も増えて いきます。これは制度上、こういうことになっていくんだなということは理解できるんですが、 限度額を上げただけだと、こういうケースになってくる。こういう負担があらわれていくと。 そこを何とか子育で世帯に対してもう少し支援ができないかというような、また別の施策とい う考え方にはなるんですが、そういったことは、今回、国からは示されていないと思いますが、 自治体としては何かできないのかということと、国のほうにも今後はその部分をもう少し工夫 ができないのかというような議論とかがあるのかないのかということも含めて、何っておきた いと思いますが、いかがでしょうか。

- ◎遠藤会長 保険年金課主査。
- ◎千葉保険年金課主査 席の関係で立たせていただきます。見にくいので。先ほど来からどこのタイミングでご説明しようかと思ったんですが、この表、ちょっとわかりにくくて、担当のほうで作成した意図について改めてご説明申し上げます。まず、資料4の1ページ目、左にはお父さんが38歳、お母さんが35歳、お子さんが7歳、右側のほうは先ほど来からフォーカスされているお子さんが1人増えたのに負担が増えたというふうに見えているかもしれないんですけれども、右側の表で変わった点2点ありまして、まず1つ目がお父さんの年齢が40歳を超えています。このことに伴いまして、介護保険部分のご負担が増える。それに伴いまして、今ご議論いただいている賦課限度額が引き上げられたので、表で言うと下のところなんですけれども、所得で言う700万円ぐらいの方で3,400円負担が増えておりますけれども、この分は介護の分というようなイメージをいただくとよろしいかと思います。

続きまして、お子さんが増えた分なんですけれども、もう1点、今回、説明しております表の上のほうをご覧いただきたいんですけれども、7割軽減とか、5割軽減とか、2割軽減と書いてあるところがむしろ増えております。なので、今回、限度額の改定とあわせて法定の負担軽減の部分を拡大しておりますので、むしろお子さんが増えた世帯については軽減幅が広がっているというような、2点、説明したい資料となっておりまして、まざってわかりにくかったと思いますので、まず冒頭私のほうから説明させていただきました。

以上です。

- ◎遠藤会長 ありがとうございます。田頭さん。
- ◎田頭委員 わかりやすい説明、ありがとうございます。そうすると、1つは、世帯主、大人のほうの年齢によって介護が加わっていくので、その部分なんだということはすごくよくわかりました。そしてまた、お子さんが増えていくところでも、低所得層のほうの軽減についてはむしろ増えているんだよというところも確かに表を見てみると、そうですね、そうなっていますねというところはわかります。ですが、介護が増えていくところと均等割のところでお子さんの数に従って増えていくという部分と両方あると思うんですけれども、お子さん1人の世帯でまだ若い世代、たまたまこのモデルケースが40歳前の世帯だったのでこうなっていくんだと思いますが、細かく見ていくと、いろいろ出てくると思いますが、趣旨としては私が感じているところは、例えばご夫妻が40歳以上で介護保険のほうの負担も出てくるケースの中でも、お子さんが増えていくというところで、お子さんがお一人の場合と負担割合が変わっていくのであれば、そこの不公平感は出てくるだろうなという思いはあります。今のご説明だと、40歳以上であれば、お子さんが1人と2人というふうに人数が変わっても、大きな負担は、差は生まれていないということでよろしいんですか。この表にはないんですけどね。そういうふうに考えていいのかどうか。
- ◎高橋保険年金課長 保険年金課長です。先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、モデルケースの一番左の端、総所得金額等となってございます。こちらの金額を出すに当たって

は、その世帯の収入からその世帯の世帯員の数に基礎控除額となる33万円を人数に掛けた額を収入から引いた後の状況なんですね。例えば先ほど来おっしゃっていらっしゃる1ページのモデルケースのご夫婦とお子さん一人のケースとお二人のケースで、もしここが例えば38歳、35歳、お子さん7歳の世帯にもう一人お子さんが増えたとすれば、同じ収入だった場合にはお一人世帯員が増えたことによって基礎控除額33万円が引かれますので、それによって所得の欄が下に下がるような形で保険税の欄が決まってくるというふうになります。それはお子さん云々というよりも世帯員の数ということでお考えいただければと思います。1ページの左側と右側で先ほど介護分のあるなしのお話があったと思います。③のところの太線の下のところの額を見ていただくとストレートにわかるかと思いますけれども、左側の夫婦とお子さん1人の世帯に関しては夫婦のところの介護分がないので、上限額については医療分と後期高齢者支援金分の上限額を足した額の82万円までという形になってございますし、右側についてはご夫婦のところで40歳以上の方がいらっしゃいますので、介護分の上限額も適用されて、全ての区分が上限額に達すると99万円の年間の保険税額になるというような形になっているということでお考えいただければと思います。

◎田頭委員 非常に細かいところなので全てが頭に入っているとは思えないんですが、一定の 方式ということはわかりました。

それともう一つ伺いたかったのは、総所得の上限が今のところ1,100万円になっているんですが、先ほどからあったように、さらに総所得の額をもっと上の層をつくって、上限額もさらに上げていくというような――限度額か。限度額も上げていくという。さらに高所得の方に高負担を担っていただくというような考え方は現状ではないんでしょうか。国のほうには何か示され、あるいは自治体から出していく、そういった考え方を出していっているというようなことはないんでしょうか。

- ◎遠藤会長 保険年金課長。
- ◎高橋保険年金課長 先ほどもお話ししたとおりに、政令で定められた上限を限度にそれ以下の金額で区市町村が決めることになっております。先ほどたゆ委員のほうからあったとおりに、国の審議の中でもそれぞれの区市町村の状況によって、国の政令での限度額を上げることに疑問を呈されているところもあるというのは存じ上げてございます。現状で小金井市も国の上限に対して市の状況を勘案して今回の諮問をさせていただいたということで、こちらのほうから特に個別に賦課限度額を上げてほしいというような要望を上げているということは現行ではございません。
- ◎田頭委員 わかりました。結構です。
- ◎遠藤会長 他にいかがでしょうか。渡辺ふき子さん。
- ◎渡辺委員 今回は限度額を上げるということで、これについてはやむを得ないのかなと思っているんですけれど、同時に5割軽減、2割軽減の枠を広げていると思っているんですね。今までどちらかというと、保険料を上げるという形では来てはいるんですけれども、ここでまた

あえて5割軽減、2割軽減、医療分で59世帯ですかね、介護分で21世帯ですか。この枠が 広がっているということについては小金井市として、このような施策をとったことについての 考え方といいますか、理由と、それから、市民にとってはどのような影響があるのかというこ とでお聞きしたいと思います。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎高橋保険年金課長 軽減判定の基準についてのお話かと思います。こちらは国のほうで政令のほうが変わったということで、自動的に市のほうも同じような軽減になりますので、特に市としての施策ということではございませんが、国民健康保険制度の中で今まで国民健康保険税、保険料の観点からもそうですし、実際に医療を使われる場合の自己負担額等もそうですけれども、低所得者に対する配慮というものは制度上の中でさまざまな観点から行ってきております。また、当然国保の制度改正が平成30年度から実施されるに当たって、国のほうもその中でも低所得者に対する配慮という部分を考えて、一定税制改正の中で国の軽減判定の基準を広げる方向で低所得者に配慮するという形で制度を改正してきておりますので、そこについては正しい制度の改正だと認識しておりますし、今後も一定状況に応じた形で対応していただければと考えるところでございます。

◎渡辺委員 国の施策の中でということですけれど、例えば低所得者の方々が少し枠が広がることによって軽減を受ける方が多くなると思うんですけれど、今まで何度も議論の中では値上げのたびに出ておりましたけれども、低所得者の方々の負担が非常に重くて、実際には払えない方も出ているというような状況がありました。そういう方々、小金井市にも例えばですけれども、差し押さえとか、今までもたゆさんから何度も出ていますけど、そういった方々もいらっしゃると思うんですけど、そういった方々に直接軽減施策がとられることによって払いやすい、そうした状況になるのかということを小金井市の市民、低所得者の方々にとってはどういう影響があるのかというのはそういうことなんですけれど、例えば実際にはどのような形になるのかということを現実問題なんですけど、伺いたいと思います。

◎遠藤会長 保険年金課長。

◎高橋保険年金課長 今回、資料でお示ししているとおりに、金額的にはトータルで133万3,000円程度の影響があるというふうに考えてございます。先ほど来、お話のある均等割額の軽減に関する部分です。そういった面でも実際に幅が広がったことによっての影響というのはモデルケースとかで見ていただくと、今回は私どものほうでは均等割の額というものは特に変えていませんので、そこに対して今まで該当の軽減の対象にならなかった方が改正によって対象となるということで、年間の額でいくと、変わった層に関しては、例えば資料4の1ページ右側で行けば5万5,800円、年間で税額がそのぐらい減るような形の影響が出るというふうになってございますので、一定程度の、おっしゃるとおり、税額が減るということで納めていただきやすくなりますし、負担の軽減というものが図られているというふうに考えてございます。

- ◎渡辺委員 ですから、1年たってみないとわからないといいますかね。経過を見ないと現実にはどれぐらいの方々が支払いがしやすくなったのかというのはわからないけれど、そうなっていくことは間違いないということで、限度額を上げた分、そうした方々への配慮をしているということが今回の特徴だというふうに捉えていいということでしょうかね。
- ◎高橋保険年金課長 資料3の2ページの(3)のところですね。こちらが試算上の影響が出る世帯の試算になってございます。改定前と改定後の世帯数の下に差引世帯数というものが出ております。確かに世帯数としては医療分、後期高齢者支援分に関しては59世帯が対象となります。介護分に関しては21世帯が対象となる。より均等割の軽減が今までより広く適用されるという形になりますので、こちらの世帯の方々の税額が軽減されるというふうな形に試算しております。
- ◎渡辺委員 毎回言っていることですけれど、先ほど田頭さんもおっしゃいましたけれど、やはり子育で世代の方々については私たちも公明党も何度も求めてまいりまして、医療費のほうの限度額を撤廃していくとか、そういった形で子育でしやすい、こうした環境をつくっていくということも、また今後も必要なのではないかなと思っておりますし、また、医療費の負担を、医療費ができるだけかからない、そうした施策も一つ一つ値上げを提案されておりますけれども、では、これをやっていきますというものもしっかり具体的に示していただけるように、今後ぜひお願いしたいなと思っております。それは意見として申し上げておきます。
- ◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。西野さん。
- ◎西野委員 西野です。先ほどから子育て支援ということでいろいろな議論が出ていると思います。ここで質問なんですけど、ここで子育て世代の負担金を下げてしまうというパターンと小金井市って子育ての、子供の医療費助成制度をやっていますね。令和元年度からたしか所得制限がなくなる世代も出てきて、非常に頑張っていると思っています。そちらでやると、国保のお子さんだけじゃなくて、社保、国保の皆さん、お子さん、両方ともそういった子育て支援が受けられるんじゃないかと思います。
- ◎渡辺委員 そういうことを今言ったんですけどね。
- ◎西野委員 すみません。ありがとうございます。
- ◎遠藤会長 ありがとうございます。他にご意見、質問等、いかがですか。よろしいですか。 それでは、国民健康保険税の改定ということで、令和2年度当初予算に反映する必要がある ものとなっております。そのため、令和2年第1回市議会定例会に議案を上程したいとのこと でありますので、答申をまとめたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

②遠藤会長 答申といたしましては市長の諮問のとおりということでよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎遠藤会長 それでは、異議ありということでございますので、反対の意見を付してということになると思うんですけれども……。よろしいですか。市民部長。

◎西田市民部長 反対の方がいらっしゃるようでございます。ご参考までに事務局から報告させていただきます。本協議会の議事については運営協議会規則第8条に過半数で決するということで、前回もそのような形もとらせていただいたのでございますが、ただ、せっかくの協議会ですので、皆さんのご意見を伺いながら大勢としての意見を会長のほうで集約して、そこに主な意見として今日の協議会の中で出たものをまとめていくと。付記するという形ですね。形でおさめてきたと。今までもそういうことをずっとやってきていたという経過がありまして、前回も多数決は実際採りましたけれども、そういう形で今回まとめていこうということで、この後おそらくこういう形でまとめさせていただきたいということで委員長案を出させていただく形になっていますので、そういう形でやるという形もあるかなということで、ご参考までの報告とさせていただきます。

◎遠藤会長 ただいま市民部長から説明がありましたとおり、協議会としては答申をまとめる必要があります。ですので、規則に従い、多数決を採るということもやむを得ないと考えておりますが、大勢の意見により答申といたしまして意見を付記する形をとってきた、今までも経緯がございます。協議会としては市長の諮問に同意いたしますが、答申書には主な意見を申し添えるというような形でいかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 それでは、市長の諮問のとおりといたし、たくさんの貴重な意見がございましたので、答申書には主な意見を付すということにいたしたいと思います。事務局のほうで答申に付す意見案を作成し、それを委員の皆様に送付いたします。それに対してご意見等があれば、期限までに連絡等いただければというふうに考えております。いただきました意見の取り扱いについては会長に一任していただきますようお願いいたします。

それでは、規則第8条に基づき……。多数決、要らないですか。

◎たゆ委員 採らないんですか。形としては採るけれども、答申の内容は大勢でという形にするということですね。

◎遠藤会長 はい。

それでは、規則第8条に基づき、多数決を採りたいと思います。小金井市国民健康保険税の 税率改定について、市長の諮問のとおり、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎遠藤会長 賛成多数でございますので、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいと思います。答申書(案)につきましては事務局と調整の上委員の皆様方に後日送付させていただきます。

次に、日程第2、その他に入りますが、事務局から何かありますでしょうか。

◎高橋保険年金課長 それでは、連絡事項3点についてご説明させていただければと思います。 まず1点目でございます。本年度第2回、第3回運営協議会にて協議していただきました国 民健康保険税の税率改定の諮問について、委員の皆様からいただいた意見を取りまとめ、付記 した答申(案)を作成しましたので、この後配付させていただきたいと思ってございます。内容をご確認いただき、発言内容とニュアンスが異なるなどご意見等がある場合には、お手数ですが、令和2年1月15日水曜日までに事務局である保険年金課までご連絡いただきますようお願いいたします。前回お伝えしたとおり、いただいたご意見等の取り扱いは会長にご一任いただくことをご承知おき願います。15日までにいただいた意見も踏まえ、答申書をまとめさせていただき、答申をいただいた際には皆様に写しのほうを送付することになりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の件につきましても本日いただきました意見のほうを事務局のほうでまとめさせていただき、別途、答申案のほうを皆様にご送付させていただくような形になりますので、ご了解ください。

次に2点目でございます。令和元年中の当協議会の委員報酬の源泉徴収票を配付させていただいております。机上のほうに封筒に入れた形で配付させていただきましたので、お帰りになる前に、氏名、ご住所等の確認をしていただいた上、ご本人様の分をお持ち帰りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に3点目でございます。12月の当協議会でご意見をいただいた小金井市国民健康保険 財政健全化計画についてです。国保特別会計の状況や国の保険者努力支援制度等の動向によっ て健全化計画の見直しの検討も視野に入れる必要があると考えてございます。健全化計画を見 直した場合には皆様に適宜ご報告いたしますので、その際にはよろしくお願いいたします。

こちらからの連絡事項は以上となります。

◎遠藤会長 ありがとうございました。皆様から何かございますでしょうか。なければ、これで終わりたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思います。お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

20時13分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和2年1月8日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 永並 和子

署名委員 田頭 祐子